

令和 6 年 9 月 2 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

1. 許認可関係

○【保安規定変更認可】

新検査制度導入に関する原子炉等規制法に基づく保安規定(建設段階保安規定)の変更認可申請書(事業開始段階保安規定)を令和 4 年 12 月 21 日に原子力規制委員会に提出しました。

原子力規制庁の審査での指摘事項を踏まえた補正申請を令和 5 年 5 月 23 日及び 7 月 31 日に提出し、同年 8 月 28 日に認可されました。

○【事業変更許可】

(1) 沸騰水型原子炉(BWR)で発生した使用済燃料集合体を収納できる新たな型式の金属キャスク及び加圧水型原子炉(PWR)で発生した使用済燃料集合体を収納できる型式の金属キャスクを追加した事業変更許可申請書を令和 5 年 9 月 21 日に原子力規制委員会に提出し、令和 6 年 2 月 21 日に許可を取得いたしました。

(2) 事業変更許可申請書の工事計画の変更を令和 6 年 1 月 31 日に原子力規制委員会に届出しております。

・「五、使用済燃料貯蔵施設の工事計画」

工事計画に記載する事業開始を「令和 5 年度」から「令和 6 年度」に変更

2. 貯蔵計画の届出

令和 6 年度からの 3 ヶ年分について、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画(以下、「貯蔵計画」という。)を令和 6 年 1 月 31 日に原子力規制委員会に届出いたしました。

その後、東京電力ホールディングス株式会社の搬出計画を踏まえて、令和 6 年 3 月 27 日に貯蔵計画の変更について届出いたしました。

3 ヶ年の貯蔵計画(令和 6 年 3 月 27 日届出)

年度別	期別	容器数	ウランの量
令和 6 年度	上期	1 基	12 トン
令和 7 年度	下期	2 基	24 トン
令和 8 年度	上期	3 基	36 トン
	下期	2 基	24 トン
合計		8 基	96 トン

3. 事業開始までの主な工程

○【法令関係】

・新規基準に基づく安全対策工事等を令和 6 年 3 月末に完了しました。

・今後、搬入する金属キャスクに係る使用前事業者検査以外の使用前事業者検査を、令和 6 年 6 月に終了しました。

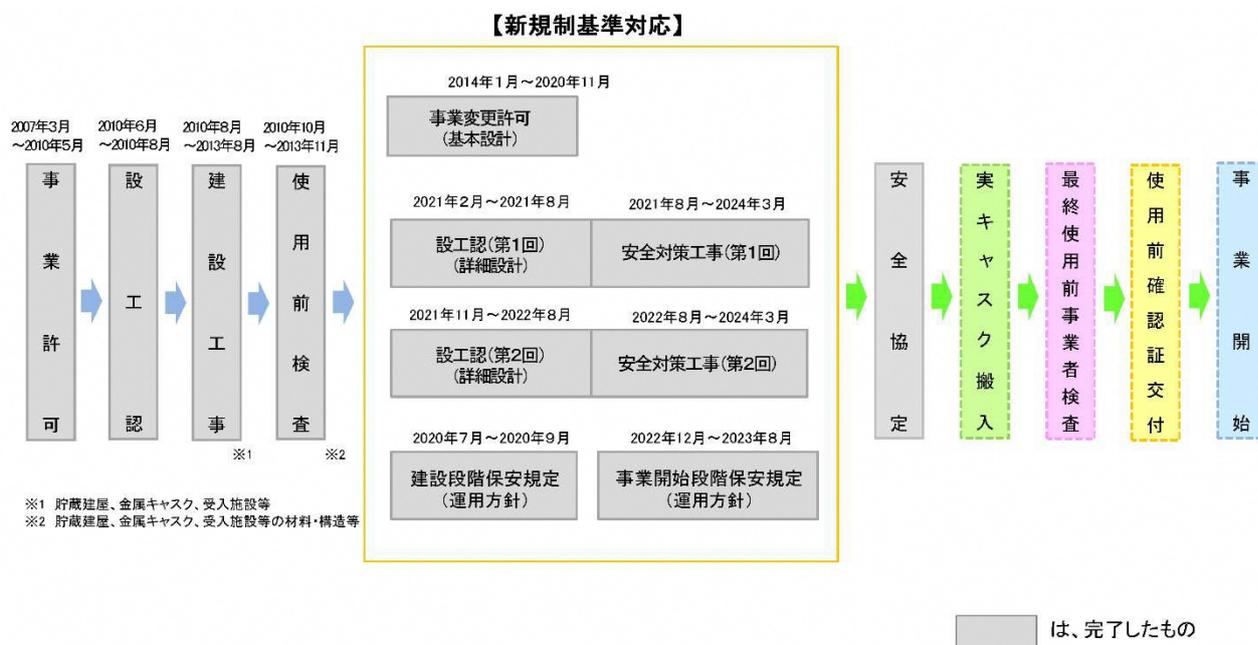
- 金属キャスクの使用(装荷・輸送・貯蔵)にあたり、原子力規制委員会から試験使用承認書を令和6年7月1日に受領しました。

(今後の予定)

- 柏崎刈羽原子力発電所から輸送された金属キャスクをリサイクル燃料備蓄センター(貯蔵建屋)に搬入して最終の使用前事業者検査を実施し、原子力規制委員会から使用前確認証の交付を受け、事業開始となります。
- 事業開始時期については、令和6年度第2四半期を目標としております。

○【安全協定】

- 令和6年8月9日に青森県及びむつ市との間で「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」を締結しました。
- 令和6年8月20日に横浜町、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間で「リサイクル燃料備蓄センター隣接町村住民の安全確保等に関する協定書」を締結しました。



以上

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<https://www.rfSCO.co.jp/ssl/>)